

型 式 : 自作航空機 (複座)

発生場所 : 岐阜県海津郡平田町勝賀地内長良川河川敷

発生日時 : 平成7年4月29日 12時15分ごろ

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

当該機は、平成7年4月29日、操縦者のみが搭乗し岐阜県羽島市桑原町長良川河川敷を離陸したが、離陸直後、エンジンが停止し、12時15分ごろ岐阜県海津郡平田町長良川河川敷に不時着した際、転覆。

搭乗者	操縦者
搭乗者の死傷	軽傷
航空機の損壊	中破、火災発生なし

1.2 航空事故調査の概要

主管調査官が、平成7年5月1日～2日、現場調査を実施。
原因関係者として、操縦者から意見聴取を行った。

2 認定した事実

2.1 乗組員に関する情報

操縦者	男性	64歳
財団法人日本航空協会技量認定	No. 8665	(平成3年10月27日)
型式の限定	舵面操縦型	
総飛行時間	約50時間	
同型式による飛行時間	なし	

2.2 航空機に関する情報

2.2.1 航空機

型式	自作航空機 (複座)
総飛行時間	なし
事故当時の重量	約260kg

2.2.2 エンジン

型式	ヤマハ485型
----	---------

2.3 機体調査

機体は、操縦者が技術的な検討することなく製作した胴体に、ホームビルト三河式HA-600-Y340型（JR1117）から取り外した翼を取り付けたもの。

エンジンの取り付けについては、冷却用ファンの取り付けがなく、また密閉されていた。

プラグ及びシリンダー・ヘッドに燃焼残留物が付着。

2.4 気象に関する情報

天気 薄曇り、視程 良好、風向 南東、風速 2m/s（操縦者の口述）

2.5 その他必要な情報

航空法第11条第1項、第28条第3項、第79条ただし書きの許可未取得。

3 事実を認定した理由

離陸直後、長良川の上空でエンジン出力が低下し、回復操作をしている間にエンジンが停止して、対岸の河川敷に不時着したが地盤が軟弱であったため、転覆。

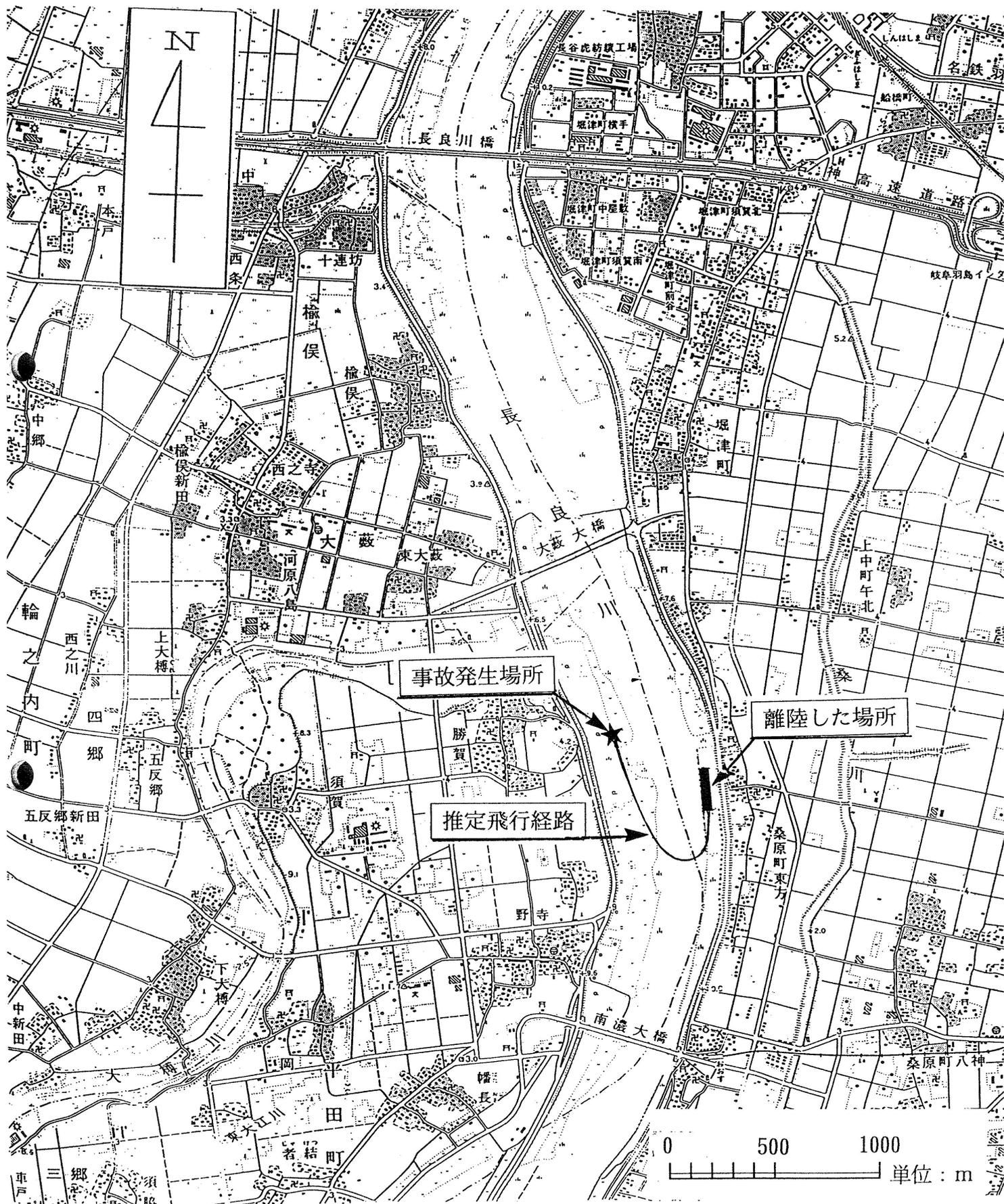
操縦者は、技術的な検討することなく当該機を製作したものと認められる。

エンジン出力の低下は、機体調査の結果、エンジンに冷却用ファンが取り付けられておらず、また密閉されていたことから、エンジンの冷却効果が十分得られなくオーバー・ヒートしたものと認められる。

4 原因

技術的な検討することなく製作された当該機は、エンジンの冷却効果が十分得られずオーバー・ヒートし、エンジンが停止して不時着したことによるものと認められる。

付図1 推定飛行経路図



付図2 機体三面図

単位：m

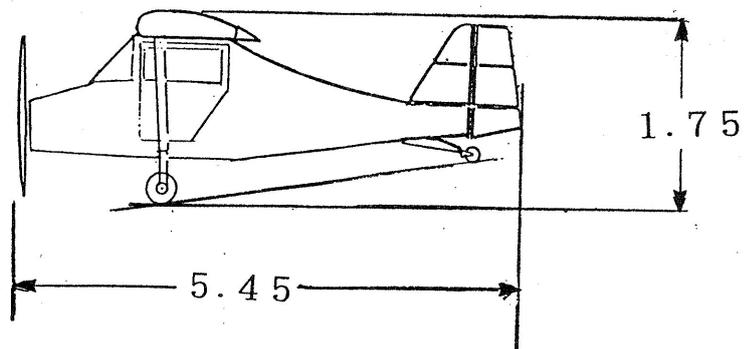
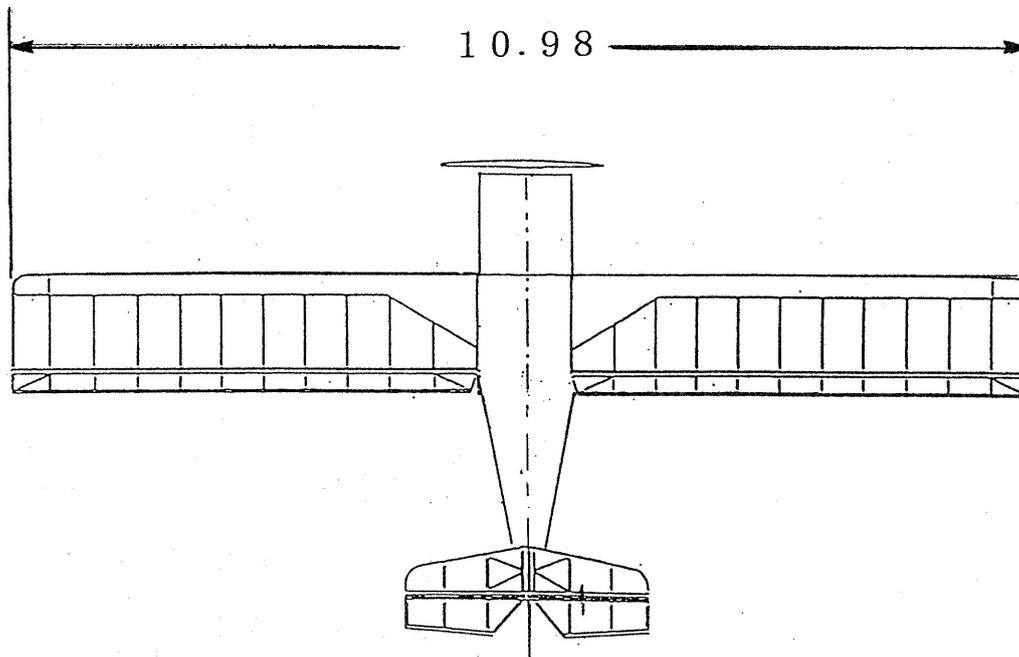
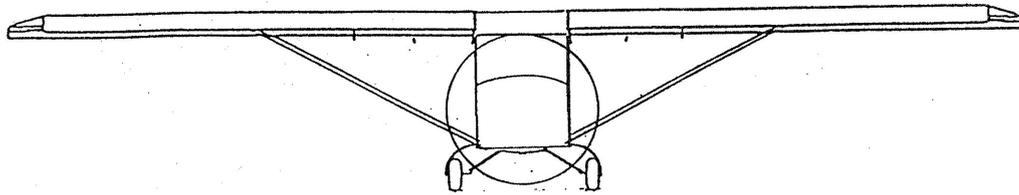


写真 事故機

